

令和元年第10回取手市教育委員会定例会会議録 (公開用)

1. 招集年月日 令和元年10月28日(月) 午前10時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員(教育長職務代理者) 山下 正路  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 小谷野守男
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫  
教育次長兼図書館長 大手 勉志  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 浅野 誠  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
公民館課長 丸山 博
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友  
教育総務課 主 査 谷口 京子  
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事  
議案第42号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第43号 取手市子どもの居場所づくり事業運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について  
報告第23号 令和元年度取手市一般会計補正予算(第5号)所管事項について(市長専決処分)の同意についての専決処分の承認について  
報告24 いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について  
(非公開)
8. そ の 他  
・令和元年第3回取手市議会定例会一般質問について
9. 会議の概要

午前 10 時 03 分開会

### ○教育長

ただいまの出席者は 4 名で定足数に達しております。令和元年第 10 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局のほうでお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

### ○教育長

それでは、次に教育長報告をさせていただきます。

お手元に、教育長報告の冊子 3 ページとあわせまして別葉で、台風 21 号に伴う大雨及び土砂災害警報情報による学校の対応という紙も用意しましたので、あわせてご覧いただければと思います。

まず 1 点目に、台風 19 号による教育施設の被害状況についてということです。この秋は非常に台風の襲来が多い。台風ばかりではなくて、先日の台風と低気圧の影響によって、風・雨による非常に大きな災害があったわけなので、委員の方々ともう一度確認しながら、この問題を少し確認をしていただければと思います。

まず最初に、台風 19 号の影響による市内教育施設の被害状況についてでございます。この台風については、10 月 12 日から 13 日にかけて関東地方を通過した、戦後最強クラスということで、台風の経路地域ばかりじゃなくて、広範囲に被害が及んだところでございます。ですから、関東甲信越とか東北地方まで各地で河川の氾濫や堤防が決壊し、家屋の浸水ほか甚大な被害をもたらしたところでございます。この台風による被害で亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災した方々にお見舞い申し上げまして、いち早い復旧と復興を願っているところでございます。

市内の学校教育の影響については、台風の通過が土日であったということがありまして、登下校についての影響はございませんでした。ただ、教育委員会としましては、中学校に部活動の中止ということをお願いしたところでございます。また、一般の方への安全配慮ということで、土曜日につきましては全公民館、全図書館のほかグリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター等の社会体育施設の臨時休館を行うとともに、学校開放、放課後子どもクラブの利用も中止したところでございます。また、一般公開中の旧取手宿本陣についても、公開中止ということで取り扱いをいたしました。また、この台風によりまして、市に災害対策本部が設置されまして、教育施設では、藤代公民館、戸頭公民館が一時待避所として、また学校施設で 7 つの体育館等が避難所として開設されたところでございます。

今回の台風による市内教育施設の被害状況でございますけれども、永山中のフェンスの倒壊や宮和田小の廊下トップライトの損壊、取手東小での駐輪場の倒壊、取手小学校の国旗掲揚ポールの傾斜等がございました。また、学校敷地内の倒木や枝折れ等の被害も多く発生したところでございます。その他スポーツセンター等の被害がございました。

先ほど、少し 19 号と 15 号のお話をしましたけれども、台風の違いによって被害の想定をきちんと置かなくてはいけないということを改めて感じたところでございます。特に、台風 15 号については、当初、前日の日曜日に検討して登校時間を 2 時間遅れにしたわけですが、ただ吹き返しということで、かなり影響があるという

ことで1時間延長して、3時間遅らせたという状況がありました。こういった、事前に想定されるものもう少し細かい確認と、実際、状況を見て変更しなくてはならないということの大切さを改めて感じたところでございます。この台風については、非常に風が強く、県内でも38メートル、40メートルに達するような風力があったところでございます。

また、台風19号についても、学校の開校日ではなかったわけですが、これは仮に学校をやっているときにどうだったかということと、あと先週10月25日の大雨なんですけれども、そちらについては別葉で後ほど確認していただければということで、細かいことはお話ししませんけれども、学校の開かれている時間帯に土砂災害警戒情報が発せられて、急に子どもたちの下校時間をどうしますかとか、保護者に引き取りの何をどうしますか、片方で避難所の設置になりますから、子どもたちの対応と一般避難の状況をどうするかということで、いろいろ考慮しなくてはならないことが出てくるわけなので、その都度判断もありますけれども、ある程度想定する大切さということを改めて感じ取った次第でございます。具体的な施設の被害等につきましては、補正予算とか、19号については今後対応していかなくてはならないんですけれども、そういった被害状況に対する適切な対応と、事前の情報のとらえ方、あとは対応について改めて反省も含めて、課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

続いて2つ目、いきいき茨城ゆめ国体、いきいき茨城ゆめ大会についてでございます。こちらにつきましては、正式競技についてお話をさせていただきます。自転車トラックレース、ボウリングについてでございます。茨城で45年ぶりに開催となる第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体の取手市内での開催期間中の来場者は、選手、監督、役員初め一般観覧されました方を含めまして総計2万3,262名となりました。

正式競技であります自転車トラックレース、こちらについては9月30日から10月3日ということで、取手競輪場のほうで開催をされたところでございます。また同じく正式競技のボウリング競技、こちらについては、10月2日から7日にかけてフジ取手ボウルで開催したところでございます。その中で、自転車競技については、茨城県代表の取手第一高等学校自転車部の活躍や、女子選手による団体種目チームスプリントの優勝によりまして、男女総合成績1位を獲得したところでございます。さらに、都道府県対抗方式で行われる天皇杯男女総合、皇后杯女子総合を両方獲得したところでございます。

また、いきいき茨城ゆめ大会オープン競技、卓球バレーにつきましては10月6日、グリーンスポーツセンターにおいて、全国各地から431名に上る選手に参加いただきまして、盛大に開催されたところでございます。卓球バレーは、障害の有無、程度、種別又は年齢を問わず、どなたでも一緒にプレーを楽しむことができる究極のユニバーサルスポーツです。そういった形で、取手のほうで賑やかに開催されたところでございます。なお、いきいき茨城ゆめ大会につきましては、台風19号の影響を受けまして、開会式と正式競技を含めて中止ということになりました。大変残念でございましたけれども、災害に備えるということでは適切な判断というふうに、一般的には受けとめられているところでございます。

3点目、がいこくごとにほんごのおはなし会についてです。こちらにつきましては29日午後1時半から午後3時までふじしろ図書館で行われました。この催しは、絵本と言語を通して世界を知ってもらうことを目的としまして、取手市の国際交流協会の

協力により毎年実施しているところでございます。こちらについては、外国出身の方々の母国語と日本語を読みあう形式によりまして、絵本の読み聞かせを行いました。英語を初めとして、インドネシア語、中国語、ベトナム語による読み聞かせをそれぞれの国の民族衣装を身にまとっての語りとなりました。また、ふじしろ図書館の喫茶室フローラでは、特製外国ランチを提供するなど、異国情緒あふれる催し物になったところでございます。

4点目、最後でございます。令和元年度取手市小学校陸上記録会についてです。10月16日の水曜日、市内の小学校6年生、一部5年生も入っておりますが、藤代スポーツセンターに集まりまして小学校陸上記録会を行いました。こちらについては、山下委員、小谷野委員にも御参加いただきまして、ありがとうございました。開会式の御挨拶ありがとうございました。台風19号の襲来の直後ということで、グラウンドコンディションが心配されましたけれども、学校の先生方の協力によりまして、予定どおり無事実施することができました。若干肌寒い状況ではございましたけれども、下に記載してございます6種目の競技で大会新記録が記録されたところでございます。ありがとうございました。

これより本日の議事に入ります。議案第42号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。それでは、議案第42号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明をさせていただきます。

提案理由としましては、債権の適正な管理を図るため、本規則の用語の整備を行うものです。まず2ページ、参考資料をご覧ください。本年4月より、債権管理の一層の適正化を図ることを目的とした取手市債権管理条例が施行されました。この条例第3条では「市長は、法令若しくは他の条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。」とされており、これに伴い事務の見直しを図りました。

4ページをご覧ください。取手市財産管理に関する規則の抜粋となります。第36条で「債権管理者は、税外諸収入金を履行期限内に納付しない者があるときは、履行期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」とされております。子どもクラブの利用料もこの税外諸収入金となっており、督促状を送付することから、今回の改正となりました。

次に、1ページをご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後となります。まず第10条、見出しの変更です。改正前の「(利用料の未納に係る通知)」を改正後「(督促)」といたします。続きまして、第10条中の「取手市放課後子どもクラブ利用料未納通知書(様式第6号)により通知するものとする。」を「期限を指定して督促状を発しなければならない。」とします。これに伴い、5ページにあります様式第6号は削除いたします。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○教育長

以上で本件に関する説明は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

**○山下委員**

一つ質問させていただきたいと思うんですが，今までの放課後クラブの未納者の実態状況，もしわかれば教えていただきたいんですが。

**○スポーツ生涯学習課長**

未納状況ですが，過年度分につきまして，こちら平成 20 年から平成 30 年までの間で 39 件，合計 82 万 8,000 円の未納がございます。現年度分につきましては，8 月までの集計となりますが 38 件，金額にして 33 万 3,000 円となっております。以上です。

**○山下委員**

ありがとうございます。そうすると，督促状というのは，20 日以内に督促状を出さなければいけないみたいなものがあったんですが，月ごとに出していくわけですか。

**○スポーツ生涯学習課長**

そのとおりです。

**○山下委員**

ありがとうございました。

**○櫻井委員**

こちらの現状の未納分，過年度分も含めて，かなりな額に上がっていると思われませんが，給食費等は児童手当からの引き落とし等で対応されている部分もあるかと思えます。今後，そういったことでの対応の方法の変更等は考えていらっしゃいますでしょうか。この放課後子どもクラブのほうは，今後，そのような対応を考えていらっしゃるかどうか。

**○学務給食課長**

児童手当の申込書の中には，給食費，学校の経費，放課後子どもクラブの利用料，そういったものの項目は含まれております。ただ，現状からいいますと，学校経費を優先して，そのあと給食費，それで最後に残っていれば放課後子どもクラブという形になるんですが，どちらかといいますと学校のほうを優先していますので，その次，給食費，放課後子どもクラブとなってくるものですから，なかなか現状とすれば放課後子どもクラブまで児童手当の金額のほうが回るということは少ない状況でございます。

**○櫻井委員**

ありがとうございました。

**○山下委員**

昨年度，未納者が 38 件で 33 万ぐらいの未納だということなんですが，今年度ですか。これについての督促状が出る前の努力というか，そういうのはどんなやり方でやっていたらっしゃったか，教えていただければありがたいんですが。

**○スポーツ生涯学習課長**

お答えいたします。これまでは様式第 6 号，第 10 条関係の取手市放課後子どもクラブ利用料未納通知書を発送することにより対応してまいりました。以上です。

**○山下委員**

その発送してからの成果というのはどうだったんですか。

**○スポーツ生涯学習課長**

先ほど御説明させていただきました，現年度の未納分 33 万 3,000 円なんですが，これ 8 月時点での集計しか出てなかったんですけども，この後に未納通知のほうを

発送したところ、この金額、件数ともに減っているということは確認しておりますので、効果はあったと認識しております。

#### ○山下委員

ありがとうございました。

#### ○櫻井委員

今後、過年度分の80万円オーバーの金額のほうなんですが、今後は、こちらの督促状のほうで対応するという形でよろしいでしょうか。また、こちらの市の債権管理条例のほうには、第6条で消滅時効について書かれておりますが、こちら10年分で80万円超ということですが、そういった債権放棄のほうもお考えでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。過年度分のほうにつきましては、今後、催告書送付ということで対応してまいります。また、滞納整理等も行っていきたいと考えております。

不納欠損につきましても、全てではないと思いますが、今後、催告、滞納整理等を行った後に、その準備を進めてまいりたいと考えております。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

次に、本日追加で送付しました議案第43号、取手市子どもの居場所づくり事業運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いいたします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

御説明いたします。議案第43号、取手市子どもの居場所づくり事業運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、新・放課後子ども総合プランの実施に伴い、本要綱の所要の整備を図るものでございます。具体的には、放課後子ども総合プランから新・放課後子ども総合プランに変わった際に、その通知の中の文言も変わっておりますので、そちらに合わせて用語の改正を行うものでございます。

まず、3ページの資料をご覧ください。新・放課後子ども総合プランの抜粋となります。新・放課後子ども総合プランでは、市町村の体制、役割として「市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。」とされており、取手市の実情に即した見直しが必要なことから、今回の改正となりました。

1ページをご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後となります。まず、要綱の名称の変更です。改正前の「取手市子どもの居場所づくり事業運営委員会設置要綱」を改正後「取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会設置要綱」といたします。続きまして、第1条中の「放課後子どもプラン推進事業実施要綱（平成19

年度3月30日文科省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長決定)の規定」を改正後「新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号)」とします。続きまして第1条中の改正前「居場所づくり事業」を改正後「放課後子どもクラブ事業」とします。以下、第2条中も同様に改正します。戻りまして、第1条中の改正前「事業計画の策定」を改正後「活動プログラムの企画」とします。

続きまして、第2条第1項第1号中の改正前「事業計画の策定」を改正後「活動プログラムの企画及び充実」とします。また、改正前「及び」を改正後「並びに」とします。続きまして、第2条第1項第2号中の改正前「企画、運営及び実践」を改正後「検証及び評価」とします。

続きまして、第3条中の改正前「教育長」を改正後「教育委員会」とします。続きまして、第3条第1項第7号中の改正前「居場所づくり事業指導員」を改正後「放課後児童支援員」とします。

附則といたしまして、この規則は、11月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○教育長

以上で本件についての説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

#### ○山下委員

3ページに運営委員会の設置というのがございますけども、開催は11月に入ってからというふうにあったかと思うんですが、今回の新・放課後子ども総合プランで、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるような体制づくりに努めるということが書いてあるんですが、こういうような教育委員会と福祉部局の双方ということがあるんですけども、それによってもこの新・放課後子どもプランのリーダーシップというのは、教育委員会がとっていくという形になるのか。そのところ、福祉部局との連携をどう図っていくのか。そういう関係をきちんとしていかないと、なかなか難しいような感じがするんですが、もうそういうところのお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

#### ○スポーツ生涯学習課長

取手市の放課後子どもクラブにつきましては、運営を教育委員会のほうが持っておりますので、そういったところで、教育委員会が主となって福祉部と連携していければと考えております。

#### ○山下委員

主な構成員というのがここに出てるんですが、もう具体的な候補者みたいなのはもう検討されているんでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

委員につきましては、ほとんどが充て職の方になっておりますが、利用児童の保護者等についてはこれから人選ということになります。

#### ○山下委員

ありがとうございました。

#### ○櫻井委員

今も山下議員のほうからお話がありました福祉部局との連携ということですが、該当する福祉部局はどちらになりますか。

### ○スポーツ生涯学習課長

現在考えておるところが、こちらの委員もなっております民生委員・児童委員というところで社会福祉課，それから子育て支援課というところが福祉部の連携部署になるかと考えております。

### ○櫻井委員

ありがとうございました。

### ○小谷野委員

これは、学校関係の部分とは本当に連携をとっていかなければならない事業ですよ。そういった意味では、今後の見通しでいいんですけど、教室をどのように使っていく予定を考えていらっしゃるのか。その辺のところ、わかりましたら教えてください。

### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。現在、スポーツ生涯学習課の子どもスクール系のほうで、市内14カ所にございます公立小学校のほうの余裕教室の活用について調査を実施しているところがございます。この中で使える部分については、徹底して利用していきたいと考えております。

### ○山下委員

学校によっては、その空き教室に余裕がない学校も現状あるんじゃないかなと思うんですね。余裕があって開放できるような場所があればいいんですが、そういうことも考えて、なかなか移行していくのには時間もかかるでしょうし、またそういう環境を整えていく予算も必要になってくるんじゃないかなという気がするんです。だから、長期的なものも計画していかないと、なかなか取手市内のやり方と、この新しく出てきたプランとの食い違いというのが出てきて、市民の皆さんには理解しにくい部分が出てくるんじゃないかなという気がするんですね。そういうところの点も明確に持っていたほうがいいんじゃないかなという感じがいたします。よろしくお願いします。

### ○教育長

施設の問題と意識の問題、もし答えがあればお願いします。

### ○スポーツ生涯学習課長

その前に先ほど「余裕教室」という発言をしたんですが、正しくは「使用できる教室」ということで訂正をお願いします。それと、利用できる教室につきましては、今、調査の途中なんですけれども、当然その利用するに当たっての課題というのものもあるんですが、そういったものを学校の先生など、それから関係部署と調整しながら使えるところは使っていく。それから、利用できる教室以外にも体育館、それからグラウンドなど利用できるところで、その活動というのを広げていければと考えております。以上です。

### ○小谷野委員

希望です。実際使われる児童関係とか、保護者の皆さん、その思いとか、支援員の方も含めて、十分にこの内容を理解していくということが大事なんだろうなというふうに思うんですね。なかなか全員がというわけにはいかないかもしれませんが、ぜひ実施していく上で課題をきちんとお話をした中で、皆さんに御了解いただけるような方向性で進めていってほしいなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいなというふうに思います。以上です。



### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。これから先、よりよい子どもクラブの運営というのを行っていく上で、利用児童、それから利用児童の保護者、支援員、それぞれの意見というものを取り入れながら行っていきたいと思います。

### ○小谷野委員

よろしくをお願いします。

### ○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

### ○教育長

いくつか課題があるんですけども、きちんと協議をさせていただきながら、充実に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○教育長

御異議なしと認めます。議案第43号は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告第23号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認についてを議題といたします。

本件についての説明を石塚次長兼教育総務課長をお願いします。

### ○教育次長兼教育総務課長

報告第23号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認について、御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2ページのとおり、市長より、本一般会計補正予算案の教育に関する意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、1ページのとおり、異議がない旨の回答をしたことを御報告いたします。

本補正予算における教育に関する事項は、9月8日に接近しました台風15号の暴風雨による教育施設等への被害に対する修繕等にかかる経費となります。別紙補正予算の5ページ、A3判縦の資料をご覧ください。

まず、歳入から御説明いたします。本補正予算の財源として、財政調整基金より3,172万7,000円を繰り入れております。

次に、歳出を御説明いたします。本補正予算は、災害が起因となる経費のため、通常の教育費とは異なり、2款、総務費、災害対策費に計上いたします。令和元年9月8日台風15号応急処理経費における教育関連経費は、総額で341万7,000円となります。内訳ですが、まず需用費です。消耗品費として、藤代中学校武道場の雨吹き込みに伴う畳入れ替え33枚分、95万9,000円。修繕料として、学校施設等の修繕135万円。取手東小学校給食室ボイラー煙突及び学校給食センター施設の修繕34万円。並びに、藤代スポーツセンター施設の修繕16万5,000円。計281万4,000円を計上しております。

続きまして、委託料です。旧取手宿本陣竹林伐採・北側塀復旧委託料として27万5,000円を計上しております。

続きまして、工事請負費です。学校給食センター駐輪場屋根撤去工事で8万1,000円を計上しております。

続きまして、負担金、補助及び交付金です。国指定重要文化財竜禅寺三仏堂ですが、取手市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、屋根災害修復工事費の2分の1である24万7,000円を補助金として計上しております。なお、本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要し、市議会を招集する余裕がないことが明らかであるため、10月4日付けにて市長専決処分となっております。

次に、6ページ、A3版縦の資料をご覧ください。今回の台風15号による被害で特に緊急対応を要する事案につきましては、本報告議案の補正予算専決処分を待たずに、予備費より1,669万6,000円を2款、総務費、災害対策費に充当して対応しております。このうち、教育施設関連経費は、総額で1,085万2,000円となります。

内訳ですが、まず需用費、修繕料です。寺原公民館、高須公民館の修繕料として26万2,000円を計上しております。

続いて、委託料です。小中学校の倒木樹木等撤去委託料として1,042万円。藤代スポーツセンターの倒木樹木撤去委託料として17万円。計1,059万円を計上しております。

したがって、台風15号の暴風による教育施設等の被害に対する修繕等に係る経費は、本報告議案、補正予算専決処分対応として341万7,000円及び予備費対応として1,085万2,000円。合わせますと、総額で1,426万9,000円となっております。御報告は以上です。御審議よろしくお願い申し上げます。

#### ○教育長

以上で本件についての説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

#### ○山下委員

この被害に遭ったところは、全部完全に修理済みということではよろしいですか。

#### ○教育次長兼教育総務課長

学校施設の修繕につきましては、全て修復が完了しております。ただ、今回、専決処分のほうで計上しております国指定文化財の竜禅寺三仏堂なんですけども、その後の台風による被害等も発生しておりますので、今年度冬、本陣の屋根改修修理を行う予定となっておりますので、そのときに合わせて修復をしたいと考えております。

#### ○櫻井委員

今、各学校の台風の被害状況と、それから教育長報告にありましたものをあわせて拝見させていただいて、先般の台風19号・21号のときも避難所として開設された寺原小学校、こちらの被害状況もまた非常に大きいということがわかるかと思われま。避難所として開設される学校、特に地形的な問題で旧藤代町内の学校が水害等に対応した避難所としては実際使えない状況である以上、こういった寺原小学校あるいは白山小学校、取手西小、そういった学校を今現在、大規模改修等も順次進めておりますが、避難所として使える学校として、災害に強い学校として改修することも必要であるかと思われま。そういった観点で、今回、各被害にあった学校に関しては修繕ということで進んでいると思われま。今後そういったことも考えた上での学校の改修工事等も進めていただきたいと、こちらは希望であります。述べさせていただきます。

ます。

○教育次長兼教育総務課長

小学校体育館につきましては、櫻井委員がおっしゃられましたとおり、避難所としても、二次的利用なんですけども使用しております。今後、防災担当課である安全安心対策課と、その辺につきましても協議してまいりたいと考えております。

○小谷野委員

藤代スポーツセンターの体育館は、今回の2回の台風関係で水なんかは入っていないんですかね。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。藤代スポーツセンターのアリーナについてなんですが、雨というよりは湿気により床が濡れてしまったというようなものがございまして、職員のほうがモップ等を使って排水作業を行っております。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第23号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第23号は、報告のとおり承認をいたしました。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります報告24、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告については、個人が特定できる情報を含む報告内容となります。

お諮りいたします。報告24の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ありませんので、報告24のこの後の議事は非公開といたします。

〔傍聴者退出後に会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴者の方が退出されました。

報告24、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。報告を求めます。浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

よろしいですか。以上で報告24の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

それでは、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

### ○教育総務課課長補佐

事務局から2点、御報告させていただきます。まず1点目、委員さんのお手元に令和元年第3回取手市議会定例会の一般質問速報版の教育委員会委員に対して質疑通告があった部分を抜粋して配布しております。こちらについては、後ほど御確認いただきたいと思っております。なお、こちらについては速報版ということで校正が十分でない点もございますので御了承ください。また、染谷和博議員から質問、教育委員会に関連する部分があったんですけども、答弁のほうは教育委員会から答弁ございませんでしたので、そちらについて申し添えます。

次に、2点目の御報告。11月の行事予定を御報告いたします。お手元にご覧いただけます令和元年11月行事予定表をご覧くださいと思っております。

主なものを御紹介していきます。左側、11月2日土曜日10時から「県指定文化財 長禅寺三世堂内部特別公開」ということで、4日の月曜日祝日まで行う予定です。また、あわせまして本陣歴史講演会「人見家秘蔵写真について～遊撃隊・人見勝太郎（寧）が所蔵していた写真～」というので、森重和雄氏を招いて講演会を行います。

続いて、3日日曜日、第20回取手市民グラウンドゴルフ大会が北浦川緑地公園で行われる予定です。

下に行きまして、7日木曜日、小中学校音楽会ということで取手市民会館で行う予定です。

続いて、8日金曜日、こどもアート広場ということで、藤代地区保育園・幼稚園の合同作品展をふじしろ図書館2階ギャラリーで行います。こちらは12月15日までの予定となっております。

下に行きまして、12日火曜日、市民大学東京大学EMP特別講座「日本を解き放つ コトバ・カラダ・ココロの3点測量」ということで、ウェルネスプラザで13時から行われます。

続いて、13日水曜日、こちら県民の日ということで学校閉庁日となります。あわせまして、市民大学講座「取手と芋銭ーカップの芋銭の魅力ー」ということで、ウェルネスプラザで14時から市民大学講座を行います。

右側に移りまして、15日金曜日、研究委嘱校訪問ということで戸頭小学校で予定されております。こちら教育委員さんの参加をお願いいたします。

下に行きまして、22日金曜日、この日の午後から教育委員会の定例会を予定させていただきます。

下に行きまして、24日日曜日、第50回取手市民美術展 小中学校の部ということで、福祉会館で12月3日まで行われます。

下に行きまして、25日月曜日、市民大学東京大学EMP特別講座「A I Mによる体のゴミ掃除で治らなかった病気を治す」ということでウェルネスプラザで13時から行われる予定です。

11月の主な行事予定については、以上になります。以上で報告を終わります。

### ○教育長

それでは、以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。令和元年第10回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時20分閉会